

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成19年条例第86号） 第14条第1項	浄化槽保守点検業者登録の取消し	給排水課

盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第14条第1項に規定する各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。